

改元に伴う申請書等の取扱いについて（一覧）

〔4月30日以前に交付された自動車検査証等〕

自動車検査証	平成31年 → 令和元年 平成32年 → 令和2年 平成33年 → 令和3年 平成34年 → 令和4年 と読み替える。 以降も同様とする。 ※元号の変更を理由にした自動車検査証等の再交付は行わない。
検査標章	
回送運行許可証	
臨時運行許可証	
その他の書類	

〔5月1日以後に交付する書類等〕

※訂正が必須です。

<u>保安基準適合標章</u>	<u>「平成」を「令和」と訂正（訂正印不要）</u>
-----------------	----------------------------

申請書（OCRシート）

1号、2号、3号様式の2、 5号、6号、7号、21号、22号 の元号記載枠	「1」と記入 → 「昭和」 「2」と記入 → 「平成」 「 」無記入 → 「令和」
申請年月日等（記載枠無し）	「平成」を「令和」に訂正（訂正印無し） 若しくは 「平成」を訂正せず使用

その他の申請書類及び添付書類

検査登録手数料納付用紙	「平成」を「令和」に訂正（訂正印無し） 若しくは 「平成」を訂正せず使用 ※ <u>保適証の3枚目の「保安基準適合標章（裏）」は訂正して使用する必要がありますので、訂正のうえご利用頂くことをお勧めします。</u>
重量税納付用紙	
回送運行許可申請書等の申請書	
委任状	
<u>保安基準適合証</u> 及び <u>限定保安基準適合証</u> ※	
完成検査終了証	
排出ガス検査終了証	
出荷検査証	

点検整備記録簿等

点検・分解・指定整備記録簿で 「平成」と印刷されているもの	「平成」を「令和」に訂正（訂正印無し） 若しくは 「平成」を訂正せず使用
----------------------------------	--

点検整備済みステッカー

「平成」表記のステッカー	「平成」を訂正せず貼付期限まで使用可
「令和」表記のステッカー	本年7月1日から頒布開始 ※「平成」表記との交換は行いません。

車庫証関係 ※県警に確認済

保管場所使用承諾証明書・自認書	「平成」を「令和」に訂正（訂正印不要）
-----------------	---------------------